

第7回平成の米子市都市景観施設賞募集

都市景観施設賞の募集対象施設

対象施設	内 容
建築物	集合住宅、戸建住宅、商業施設（店舗、事務所）、工場、流通施設などの建築物で景観上優れたもの
工作物	橋梁、煙突、鉄塔、擁壁、石垣、街路灯などの工作物で景観上優れたもの
屋外広告物 その他の施設	屋上・壁面・突出広告物、独立して設置されている野立広告物などで景観上優れたもの
緑化施設	庭園、植栽などで景観上優れたもの
複合施設	上記施設の複合体で、住宅団地、商店街などで景観上優れたもの

デザインなどが優れ、良好な都市景観の形成に貢献していると認められる建築物・工作物・屋外広告物ほか・緑化施設等を対象に「第7回平成の米子市都市景観施設賞」を募集します。

■募集対象とその内容
募集する対象は、米子市内にある平成元年以降に新築・改築・改修され、公共の場所から見える民間施設（関係法令、所定の手続きを完了しており、独立行政法人を除いたもの）とします。また、国、県及び市などから同一趣旨の表彰を受けたものは除きます。

■選考基準

- 周辺環境に配慮し調和が取れていること。
- デザインなどに優れ、周辺の景観の手法となつていくこと。
- その他この制度の趣旨にかなっていること。



「戸建住宅規模のもの」



「それを超える規模のもの」

第5回平成の都市景観施設賞受賞施設



第6回平成の都市景観施設賞受賞施設

■募集期間
11月1日(火)～12月20日(火) (必着)

■応募

▼応募者
どなたでも何点でも応募できますが、応募用紙1通につき1点限りとなります。その他、注意事項の記載事項をご確認のうえ、応募ください。

▼応募方法

応募用紙に必要事項を記入のうえ、都市計画課まで持参、郵送または電子メールによりご応募ください。

い。電子メールの場合のファイルサイズは合計2メガバイトまでとし、画像ファイルはJPEG形式としてください。なお、応募用紙(PDF形式)は、市のホームページからダウンロードできます。

▼提出書類

平成の米子市都市景観施設賞応募用紙(外観写真含む)：1部
※提出された資料は、原則として返却しません。なお、主催者(米子市)は刊行物等への掲示などの各種景観形成の広報活動に、入選作品の写真等の資料を無償で使用できるものとします。

▼注意事項

○所有者等の同意が得られない施設については、応募・審査の対象となりません。
※住宅(店舗兼住宅を含む)につき応募される場合は、必ず応募者で所有者に確認され、同意を得た上で応募してください。
※住宅(店舗兼住宅を含む)以外の施設を応募される場合は、応募者による所有者等への同意確認が難しい場合には、米子市の方で確認します。

○テナント物件について、建築物の一部に入居し改修した場合等は、

応募・審査の対象となりません。

○以前に2回、応募・審査された施設は(今回で3回目の応募とな

るもの)、審査の対象とはなりませんので、応募を予定される施設の過去の応募等状況を確認されたい場合は、次の問合せ先までお問い合わせください。

■審査方法、発表、表彰

米子市景観審議会にて審査し、審査結果を各自にお知らせするほか、ホームページ・広報などに掲載し公表します。また、都市景観施設賞を受賞した建築物等の建築主(または所有者・管理者)、設計者および施工者(または製作者)には表彰状を贈呈します。

▼審査時期 平成29年1月予定

▼発表・表彰時期 平成29年2月予定

※応募された各対象施設について、「戸建住宅規模程度のもの」と「それを超える規模のもの」に分けて審査し、該当する場合はそれぞれに対し受賞表彰を行なう予定です。

■提出先・問合せ

〒683-8686

米子市加茂町一丁目1番地

米子市建設部都市計画課景観係

☎ 23-5293

FAX 23-5394

Eメール: toshikeikaku@city.yonago.lg.jp

yonago.lg.jp

地域の子どもたちに関心を持ちましょう

11月は「子ども・若者育成支援強調月間」です。「うちの子」、「よその子」に進んで目をかけ、声をかけましょう。

不良行為の第一位は深夜徘徊

平成27年中、鳥取県内で不良行為によって補導された少年の約53パーセントは「深夜徘徊」です。

特に最近の事例では、全国的に位置情報を活用したスマートフォンゲームに熱中するあまり、深夜徘徊で子どもたちが補導される事案が多発しています。

残念ながら、米子市内でも同様に、公園等が集まり、補導される事案が発生しています。

深夜、子どもたちだけで出歩いていると、色々な危険が待ち構えています。

また、夜遊びや深夜の外出、無断外泊は飲酒・喫煙・不良交遊・暴走行為・不健全性的行為などさらなる不良行為につながる恐れがあります。

不必要な外出は絶対に止めさせましょう。

◎青少年(※1)を監護又は保護する者は正当な理由

(※2)のある場合を除いて、青少年を深夜(※3)に外出させないように努めなければなりません。

鳥取県青少年健全育成条例より

(※1) 18歳未満の者(婚姻した者を除く)

(※2) 通学、通塾、夜勤、託児所等での夜間保育、学校・地域行事、青少年活動、急病、新聞配達、事件、事故、火災、初詣等

(※3) 午後11時から翌日の日の出まで

未成年者の飲酒・喫煙は非行への入口

未成年者の飲酒・喫煙は非行グループへのつながりを強め、やがて次の段階へとエスカレートしていく前兆行動であると言われています。

その予防策として、タバコや酒類を販売している小売店

やコンビニでは、未成年と思われる客には年齢確認をすることになっています。

また、未成年者の飲酒・喫煙は法律で固く禁止されています。

不良行為をする子どもたちは「誰にも迷惑をかけていない・・・」と言いますが、深夜徘徊や飲酒・喫煙が非行へのきっかけとなっている実態があります。

また、これらのことは子どもたちの身体や心へ悪影響を及ぼすだけでなく、将来、社会にとっても大きな損失となります。

大人が「これくらい・・・」と見過ごすことなく、地域の子どもたちに関心を持ち、声をかけるようにしましょう。



平成29年米子市成人式

日時 平成29年1月3日(火) 午後2時～3時30分
会場 鳥取県立米子産業体育館

成人式の案内状を送付します

成人式の案内状を、12月中旬頃までに郵送する予定です。

で生涯学習課まで12月15日までにお申し込みください。お申込みの際は、次の項目をお知らせください。

○案内状の郵送を希望される住所(実家の場合は、世帯主も)

○氏名(ふりがな)

○生年月日

○電話番号

▼当日は、会場および周辺道路が大変混雑しますので、お早めにお出かけください。

▼産業体育館は駐車スペースが限られているため、臨時駐車場(福米中学校・福米西小学校)をご利用ください。

■対象

平成28年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた方(平成28年11月1日現在、米子市に住居登録のある方)

※12月中旬になっても案内状が届かない場合はお問い合わせください。

■届出が必要な方

○11月2日以後の転入者
○市外在住の米子市出身の方
11月2日以降、電話かメール

■問合せ

〒683-8686

米子市東町161-2

米子市教育委員会

生涯学習課青少年係

☎ 23-5441

FAX 23-5414

Eメール: shogaku@city.yonagoi.jp

yonagoi.jp